

第3回ひおき特産品コンクールプロモーション業務委託仕様書

1 業務名

第3回ひおき特産品コンクールプロモーション業務

2 業務の目的

本コンクールの認知度およびブランド価値を高め、本市内外の消費者への認知を図る。また、コンクール自体の発信を通じて、個別の受賞商品の認知拡大と中長期的な販路拡大等に繋げることを目的とする。

3 業務内容

受託者は、別紙「第3回ひおき特産品コンクールプロモーション業務委託プロポーザル実施要領」及び企画提案書に基づき、本業務の目的達成に最も効果的と考えられる、媒体、手法を組み合わせる企画、実施すること。

(1) プロモーション手法の検討（媒体例）

以下の媒体等を参考に、効率的な結果が得られる手法を検討すること。

ア Web、デジタル 特設LP、SNS広告、ニュースリリース配信等

イ マスメディア、広報 新聞広告等

ウ 屋外・交通広告、ポスター・チラシ掲出、インフルエンサー活用、既存店舗連動等

(2) 業務の時期ごとの施策展開

業務の時期ごとに、具体的な施策を講じること。

ア コンクールの周知および機運醸成業務（募集、開催期）

事業者の出品意欲を高め、かつ一般消費者の期待感を醸成するための周知、集客施策を講じること。

イ 受賞後のプロモーション展開と情報発信、素材活用案

(ア) 情報発信手法の検討

受賞商品およびコンクール開催概要を発信するための拠点を構築すること。

特設LPを制作する場合は、委託期間終了後も市が容易に維持

管理、更新できる仕組み（ノーコードツール等）を採用すること。

(イ) クリエイティブ素材の制作

受賞商品の写真撮影、生産者への取材等を行う。

制作した写真や原稿は、市が広報誌やホームページ等の広報媒体で二次利用できるよう、データ整理、引継ぎ方法を検討すること。

(ウ) 販路拡大・販売促進プロモーション

受賞決定後の商品の認知拡大に直結するプロモーション施策。

【第3回ひおき特産品コンクール実施概要】

(1) 名称 第3回ひおき特産品コンクール

(2) 主催 日置市

(3) 開催日時 令和8年10月2日（予定）

(4) 開催場所 日置市中央公民館（日置市伊集院町郡一丁目 100番地）

(5) 出品商品の条件

出品商品は、一次産品や工業用品は除き、次のすべての条件に該当するものとする。また、出品点数は1事業者または個人につき、3点までとする。

ア 日置市内で製造・加工等された商品であり、日置市内に事業所を構える事業者及び個人が販売している既存商品や、新たに開発した商品または従来品質、デザイン、パッケージ等の面で新たな工夫、改良を加えた商品であること。ただし、品質保持等のために工程の一部を市外で加工したものも出品可とする。

イ 既製品または販売開始直前の商品であること。なお、試作品は対象外とする。

ウ 品質表示など関係法令を遵守した商品であること。

エ 地域の特性を活かしたもので、適量・継続的に生産可能な商品であること。

(6) 審査及び表彰

主催者が依頼する審査員（8名想定）の審査により金賞5品を決定する。

4 事業完了報告及び成果の報告

全ての業務終了後、令和9年3月31日（水）までに事業完了報告書を提出すること。

なお、受託者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

- (1) 委託業務の実施内容等をまとめた報告書（様式は任意）
- (2) 作成物及び報告書のデータをまとめた電子データ

5 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物、著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (5) 上記（1）から（4）の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (6) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

6 実施計画

詳細な業務の計画や計画変更については、委託者と調整の上、実施すること。

7 追加提案

本仕様書に定めのない内容であっても、委託金額の範囲内において、事業の目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

8 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。